

### 第三章 昭和33年職業訓練法制定への要請

#### 各種団体による要望

##### 第一節 昭和30年代と職業訓練

昭和30年代に入り、我が国の経済は高度成長を遂げるのであるが、昭和30年から33年頃までを、その高度成長の序奏期といえることができる。昭和30年12月、鳩山内閣によって、「経済自立五ヶ年計画」が閣議決定をみ、同年下期より、輸出船ブームに始まる<神武景気>が昭和32年上期まで続く。しかし、同時期よりも我が国の経済成長を促がした「技術革新」が本格的展開期にはいる。この技術革新の進展と日本資本主義の急速な発展にともなって、技術者技能労働者の不足が一段と表面化し、その解決が迫られてくるのである。

しかし、この様な状況に対処するための諸政策が相次いで行なわれるのである。昭和30年2月、生産性向上運動推進の中心である日本生産性本部が設立された。又、技術革新のための経済政策が行なわれ、機械工業についても、昭和31年に「機械工業振興臨時措置法」が出された。教育行政においては、科学技術教育や職業教育ということが重視され、産業界の要請にみあったものへと改変されようとしていた。

この産業界の要請の最も代表的なものが昭和31年11月に日経連の出した「新時代の要請に対応する科学技術教育に関する意見」である。この日経連の要請は、職業訓練法の成立にも深く関係していたのである。すなわち、この意見の中に技能者養成の単行法制定の急務がとかれていた。昭和32年下期から昭和33年下期まで、我が国の経済はなべ底不況に落ち込んだ。そしてこのような景気後退のなかで中小企業はもちろんのこと、大企業においても企業整備、人員整理をめぐって紛争が生じた。昭和29年の日鋼室蘭のスト、33年2月王子製紙のスト等をあげることができる。このような不況期における人員整理においても、技能工不足は大きな問題となっていた。この様な技能者不足に対処すべく、政府は、職業補導と技能者養成を総合して、総合的な職業訓練制度の確立へと向うのである。

まず、昭和31年における日経連の技能者養成の単行法制定の要請を始めとし、各界から同様な要請があったとして、労働省はそれらの要請にこたえるため、昭和32年1月大臣官房に職業訓練審議室を設置し、内外の職業訓練制度に関する調査、資料の蒐集、新たな総合的職業訓練制度について企画立案を進めることとしたのである。

昭和32年8月には、さらに総合的職業訓練制度の確立について調査審議するため、労働省に臨時職業訓練制度審議会が設けられた。

昭和32年12月、この審議会は「職業訓練制度の確立に関する答申」行ない、この答申に基づいて、労働省は「職業訓練法案」を作成し、昭和33年2月、第28回通常国会に提出された。国会において、三項目にわたる修正事項と、一つの付帯決議が附されて可決された。かくして、ここに職業訓練法の成立をみ、5月2日に公布、7月1日にその施行をみるのである。

## 第二節 労働省の「技術者養成制度改革要綱案」

### と各審議会

技能者養成の単独法制定の要請が最初になされたのは、前章で述べたように昭和 27 年 5 月技能者養成審議会の「技能行政の運営に関する答申」に於てであった。しかし昭和 29 年 4 月、同審議会は「技能者養成規程改正に関する答申」の中で再度、単独法制定の急務を説いた。この後、各界から単独法制定という型の要請が始まるのは、昭和 31 年 11 月日経連の「新時代の要請に対応する科学技術教育に関する意見」からである。従って政府の動きが民間からの要請より早く出ていることは注目すべき点である。

昭和 27 年の技能者養成審議会答申のなかにおいては「この際、政府は技能者養成に関し新たな法令を早急に制定する必要がある。」と要望していた。これに答えるかたちで、次のような「技術者養成制度改革要綱案の概要」が作成されている。

この要綱案の概要は、技能者養成の種類及び技能者養成指導員についてふれたのち、次のように述べている。

#### 三、不当雇用の禁止

何人も他の事業の技能養成工をその者が養成契約の存続中であることを知って、雇い入れはならないものとする。

#### 四、二重就職の制限

技能養成工は養成契約の存続中に他の者に雇われてはならないものとする。

#### 五、技能者養成の手續

技能者養成の実施は届出制とし、必要ある場合には、行政官庁はその中止を命ずることができるものとする。

ここに掲げた、三、四は、昭和 27 年審議会答申の「技能者養成の強力な実施促進の措置について」に応えたもので、自ら技能者養成を行う大企業を保護する意味をもつものであったといえよう。戦前における激しい職工争奪戦が要綱案作成者の頭にあったことは容易に想像しうるであろう。

この要綱案の概要は、審議会「答申」にひとつづつ応える形で次のような項目についてふれている。すなわち、六養成契約、七養成期間、八教習事項、九技能試験、十証明書、十一技能士国家検定、十二勧告指導等、十三補助金の交付、十四課税に対する特別措置、十五表彰、十六指導機関、十七技能訓練機関

このように、労働省で積極的に技能者養成をおこなっているころとしている時、学校教育においても又同様な趣旨の意見が各種審議会からなされていることが目につく。

まず昭和 32 年 5 月に中央青少年問題協議会が「勤労青年教育対策要綱<sup>(1)</sup>」を策定して技能者養成について次のように意見を具申している。

国は、勤労青年に対して、基礎学力の修得ならびに職業的適応の増大と職業的能力の発展を目的とする必要な教育を行う機関として産業高等学校(仮称)を設けて、満 17 歳に達した日の属する学年の終りまでの教育を義務制とし以て教育の機会均等の実を挙げる措置を講ずるも

のとする。

このように、産業高等学校の構想を出し、又、この要綱の中で「技術検定」についても触れているのである。

又、同年11月、中教審の「科学技術教育の振興方策についての答申<sup>(2)</sup>」の中では次のように述べている。

義務教育終了後、進学することなく直ちに就職する者に対し、短期の技能教育を施すため、高等学校の別科の制度を活用して産業科を設けること。

又、同時期に出された中産審「中堅産業人の養成について<sup>(3)</sup>」の建議の中では高等学校の定時制課程、特に職業課程の場合には勤労青年の現職業教育機関としての性格を明確にし、斯教育の振興を図る必要があるとしている。

このように、技能者養成問題はいろいろに論議され、その所管を文部省に移して技能者養成を国の教育体系の中に一本せよという意見も数多く出されていたのである。

だが、しかし、このような論議の結果は、労働省所管となったのであるが、そのようになった理由の一つには、戦前の文教政策上における職工教育の失敗の歴史があげられる。この事に関し、臨時職業訓練制度審議会委員乗富氏が、職業訓練についてという（昭和34年に行なわれた）座談会<sup>(4)</sup>のなかで次のように述べている。

とにかく職業訓練制度というものが、ここに確立するまでにはいろいろな経緯というものがあつたと思うのです。私なども大いに血道を上げた方ですが、その一番大きな理由は、学校というものは職業訓練ができないというその事実から始つたわけですよ。

更に乗富氏は、次のようにも述べている。

職業訓練が学校の方によって行つたのでは全然意味がない。現場へ現場へとよらなければいけないというのが私の持説なんですがね。

ところがこの制度が間違つと第二の学校になる危険がある。学校とは峻別するという考え方なんです。

かくして昭和32年、石田博英が労相に就任するや、技能者養成の所管問題等の諸動向に機先を制して、職業訓練を石田労政の大きな柱としてとりあげることを声明し<sup>(5)</sup>、労働省内に臨時職業訓練制度審議会を設置するのである。

- |                               |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|
| (1) 資料・戦後二十年史 5・教育・社会         | 〔教育政策〕 | 53ページ  |
| (2) 同 上                       |        | 53ページ  |
| (3) 同 上                       |        | 54ページ  |
| (4) 労働時報 34年10月 労働省編          |        | 10ページ  |
| (5) 現代労働問題講座7 職業訓練 有斐閣 1967.4 |        | 114ページ |

### 第三節 大企業からの要望・要請

#### 日経連・経団連を中心とするグループから

日経連は、昭和31年「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の中で、技能者養成の単行法制定を要請するのであるが、それ以前から、日経連は教育制度を産業界の要請に応じて改組するよう政府に対し再三建議していた。

例えば、昭和27年10月の「新教育制度の再検討に関する要望」や29年12月の「当面の教育制度改善に関する要望」がある。そして、それらの中において、「今までの教育制度は社会人としての普通教育を強調する余り、これと並び行われるべき職業乃至産業教育の面が著しく等閑に附されている。」と述べ、これらを教育の基本的欠陥として、実業高等学校の充実、<sup>(1)</sup>新大学制度の改善等を上げ産業界の要請に合ったものにするよう要望していた。

又、昭和31年10月に日経連臨時総会決議「生産性向上に対するわれわれの見解」<sup>(2)</sup>のなかでは政府に対する要望として次のように述べている。

生産性向上は経済施策の根幹でなければならぬ。……この際政府は財政金融政策をはじめ税制流通機構、市場の確保、設備の改善、技術教育及び失業対策その他の社会保障等の諸点に亘って生産性向上を助成する如く積極策を総合的に樹立しなければならぬ。

このように日経連は、経済発展、つまり生産性向上のために職業教育乃至は技術教育を重視していたのである。しかしてこうした要請は、昭和31年11月に出された日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」<sup>(3)</sup>において詳細に表現されることになるのである。

つまり、この中で、今後の経済発展に対応する技術者・技能者の計画的養成教育が必要であることを説き、これらの施策の一つとして、「勤労青年の技能教育の刷新」をとり上げ次のように述べている。

わが国産業の一般技術水準を高度化し生産性向上を図るには、各業種の要請に対応する単能工、多能工の養成をさらに推進する必要があるが、現行の労働基準法による技能者養成制度は監督行政の見地に立って制定され、画一的な拘束が存するため現在基幹的な重化学工業においてこの制度により養成している技能者の数は二万にも足りない状況である。今後産業の要請に合致した量と質の基幹工員を養成するには、この制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務である。

このように、技能者養成の単行法制定の急務を述べているのであるが、以上のことから日経連の法制定要請について、二つの観点があらたみられる。ひとつは、産業経済の発展のために、どうしても基幹工員の量的拡大を遂げねばならず、その計画的養成の確立からの点である。もうひとつは、そういう技能者養成の積極的展開において、監督行政の立場からでは企業にとってはやりにくくて困る。そこで監督行政から分離させようとするねらいをもつ点である。ここにおいて、特に後者は問題とせねばならない。それは、ややもすると企業は利潤追求の為、労働者の立場を無視するからである。そこで、政府の労働者保護政策は必要となるし、そのような監督行政においてこそ積極的技能者養成は展開されねばならぬのではないだろうか。

そして、又、日経連は、この法の内容について、次のような意見を述べている。

大企業においては、この新立法に基づいて単独に多能工、単能工の養成施設を設けることができるが、単独で企業内に養成施設をもち得ない中小企業については、共同養成方式を奨励して、これに国が助成の道を講ずるとともに、国または地方自治体が有力な技能者養成施設を設けてこれら企業における養成を援助すべきであり、指導員の養成についても国の指導員センターの設置が望ましく、養成工の格付を行うための技能検定もかような政府機関において行うことが適当であろう。なお養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校、通信教育とも結びつけ、高等学校終了の資格を付与する途を開いておくことが望ましい。

この内容は次のように分類出来る。

- (1) 中小企業の為に、国は技能者養成の積極的助成の道を講ぜよ。
- (2) 国または地方公共団体による技能者養成施設の設置。
- (3) 国立の指導員養成センターの設置。
- (4) 技能検定の創立。
- (5) 学校教育と技能者養成の連絡。

そして、これらは、昭和33年職業訓練法の骨子と成ったものと言える。

又、上記の内容の中で、(1)のように、大企業が「中小企業の為に国は助成を」と言っているのは、前章で述べた「技能行政の運営に関する答申」の中において、みられるごとく、自ら技能者養成を行っている大企業が、技能者不足で、技能者引抜き等による不利益を防止しなくてはならぬという問題意識から出たものではなからうかと考えられる。

(5)の学校教育と技能者養成の連絡は、ひとつは、学校教育を産業界の要請にみあったものにしようとする意図と、技能者の定時制高校の二重負担軽減（これはまた職場能率の向上という見地がある）をするという意図をもっている。このことについては、又、昭和30年12月、関西経済同友会が、その第14回大会において「科学技術教育改革に関する要望」を発表し、改革を要望する諸点として「技術工の養成教育を積極的に行うこと」を強調し、学校における科学技術教育と職業訓練が併行して行われるべきことを強調し、理想的な姿として全企業への養成の義務づけをあげている<sup>(4)</sup>。ここにでてくる全企業への養成の義務づけということは、戦時体制下における工場事業場技能者養成の制定を想起させるもので、それと相通ずるものがあるように考えられる。

以上、述べてきたように、大企業は法制定の急務を説き、その内容についても詳細な要望を行なっている。その際彼等が、中小企業の技能者養成を問題としていることは注目すべき点である。それでは、その中小企業自らの要望要請はどうであったか、次節で見えていくこととする。

- (1) 海後宗臣編 資料・戦後20年史  
清水幾太郎編 5. 教育・社会  
日本評論社 1967年 [教育政策] 41
- (2) 大河内一男編 資料・戦後20年史 4 労働 308ページ
- (3) 資料・戦後20年史 5 教育・社会 [教育政策] 52ページ
- (4) 職業訓練法の解説(前掲) 114ページ

#### 第四節 中小企業からの要望・要請

##### 日本商工会議所・全国共同技能者養成協議会からの要望

中小企業側からの要望・要請と考えられるものとして以下のものを掲げることができる。

- (1) 昭和 31 年 9 月日本商工会議所の「中小企業振興基本策の樹立等に関する建議」
- (2) 昭和 31 年 11 月全国共同技能者養成協議会の決議
- (3) 昭和 31 年 12 月日本社会党「中小企業政策要綱」

(2)の全国共同技能者養成協議会というのは、昭和 31 年 10 月 22 日に参議院議員会館に土建総連、全国板金協組、全日本洋服協組、日本洋裁組合、全国パン協組、岩手技能協会、長野技養協会等の代表が参集して発起人会を結成し、<sup>(1)</sup> 11 月設立されたものである。その発起人会の結成時において、技能者養成単独法立法化について専門委員会を設置し労働省、各政党政調会と連絡をとりつつ法案の検討をすすめていくことは注目すべき点である。この事を考えるならば、労働省の単独法制定の動きに促されて、技能者養成の単独法案の検討・建議などを目的として集まったと言える。そしてこの協議会は、発起人会に集まった人々をみるならば、みないわゆる生業的産業を中心としたものといえる。そしてこの生業的産業を中心とする、共同養成協議会は 11 月に設立され、その結成大会において、一國が特に共同技能者養成を国策としてとりあげ、直ちに単独法を制定すべきこと。二國は青少年の人間教育を重視し大巾補助を行うべきこと等の決議を行っている。<sup>(2)</sup>

このように、中小企業の内、生業的産業の代表を共同技能者養成協議会とした時、基幹産業を中心とする中小企業の代表として、(1)の日本商工会議所をあげることができる。

ところで、この日本商工会議所の「中小企業振興基本策の樹立実施とその財源の確保に関する建議」の中では、経営、技術の向上として「中小企業の経営、技術の向上及び作業環境の改善を図るため必要な指導機構（試験、研究、技能養成、診断、相談等）を整備強化すること」と述べている。又同所は翌年の 9 月に「中小企業対策に関する建議」を行なっているが、ここでも経営及び技術に関する診断、指導相談制度の充実として「中小企業の技術水準の向上をはかるため、地方公共団体の公設研究機関の充実、技能者養成機関の拡充強化等について画期的な助成措置を講ずること。」と述べ技能者養成機関の拡充強化等に触れているのである。ここにおいて注意しなければならないのは、昭和 31 年そして昭和 32 年に於ても、技能者養成の拡充強化を主張しているが、技能者養成の単独法制定について全く触れてはいないことである。そして昭和 31 年では技術者養成所設置運営に必要な経費ということで大巾な補助金の要請を出しているにすぎない。このことから、基幹産業を中心とする中小企業は、財源の確保という点を除けば、さほど単独法制定に執着を見せてはいなかったと言える。これは、生業的産業を中心とする共同養成協議会が単独法制定をとりあげ、その急務を決議しているのと対象をなすものと言える。又、これは次章で明らかにする政府の政策の意図とは、若干のずれがみとめられるのである。つまり政策意図は、中小企業の基幹産業部門の技能労働者養成にあるのであって、後に有馬訓練部長が言明するように、生業的産業を直接問題としたものではなかったのである。

このようの中で、職業訓練法制定の準備が成されるのである。ここに昭和33年職業訓練法の性格を決定づけた、一つの問題が存するのではないだろうか。

尚、(3)の日本社会党は中小企業組織代表者全国会議の席上、同年11月9日に決定した中小企業政策要綱を発表し、労働政策の一つとして技能者養成法の制定を採り上げ、この問題に積極的な関心を示した。<sup>(3)</sup> このように日本社会党が関心を示したのは、主として全国共同技能者養成協議会の土建総連を中心とする人々からの働きかけによるものであった。

(1) 土建総連情報 1956. 10. 23

(2) 職業訓練法の解説(前掲) 113ページ

(3) 同上 113ページ

### 第五節 労働者側からの要望・要請

わが国の労働組合運動で、職業技術教育の問題が本格的にとりあげられたのは、昭和33年7月の「職業訓練法」施行を契機としてである。それ以前の運動としては、みずから徒弟養成を行ってきた土建総連と、深刻な失業問題に直面していた全駐労とが、職業訓練法の制定に関心をもっていた。<sup>(1)</sup> という程度であった。すなわち、技能者養成の単行法の制定について、労働者側は、無関心であったといえる。このような、職業訓練なり技術教育に関する労働者側の無関心さは、労働者の権利としての意味づけを薄くしており、非常に大きな問題であるといわねばならない。そしてこのような職業技術教育への無関心さの原因の一つには、日本の労働組合が職種別でなく企業別組合である事からも来るのであろうが、労働者の職業訓練に対する目覚めの遅さの原因は今後追求していかなければなるまい。

職業訓練法原案が出された時期において、まず強い不満を示したのは、土建総連を中心とする人々であった。<sup>(2)</sup> その他わずかに日本共産党が「アカハタ」紙上で一言その重大さを指摘していることがわれわれの注意をひく。

しかし、この法案が国会に上程された時、土建総連を中心とする人々が修正闘争に全力をつくし、その修正案を入れて、昭和33年5月職業訓練法が公布され、7月に施行されるのである。この施行を契機として、職業技術教育が本格的に労働組合運動のなかでとりあげられ、昭和35年の第一回技能検定の実施をめぐって、3月に、総評・中立労連の手によって第一回職業教育研究集会が開催された。翌年2月、総評によって第二回職業教育研究集会が開かれ、ここで次のように「職業技術教育に対するわれわれの基本的態度」<sup>(4)</sup> として労働者側の要望がまとめられたのである。

労働者が賛成し支持する職業技術教育は、職業の安全度を高め、労働者全体の雇用、労働条件の拡大向上をもたらし、教育の機会均等の原則にたって行なうべきものである。

したがってわれわれは、労働組合が職業技術教育について階級的な立場から正しくとりあげ「資本家と政府の負担ですべての労働者に永続的な技術進歩に見合う職業技術教育を」を統一の目標として、次の基本的態度を明らかにする。

第一 すべての労働者は年齢・性別にかかわらず、公共的な職業技術教育をうける権利が

あり、国はこれを保障しなければならない(憲法第26・27条)とくに青年労働者の権利は尊重しなければならない。

第二 職業技術教育のための諸費用および教育期間中の生活は、国および資本家がこれを負担しなければならない。

第三 職業技術教育の内容は体系的で完全な基礎教育を含み、永続的な技術進歩に対応するものでなければならない。

第四 見習・養成工にたいしては、法定最低賃金が保障されなければならない。

以上のように、訓練法制定後3年を経過して、やっと、職業技術教育は労働者の基本的権利として、労働組合等の本格的な取り組みがみられるのである。このように労働者側の自身の教育に対する関心の薄さ、それに取り組みの遅さは非常に問題とせねばならぬ点であろう。

(1) 労働調査協議会編

職業技術教育と労働者 大月書店 1962・5 18ページ

(2) 現代労働問題講座 7 職業訓練 115ページ

(3) 職業技術教育と労働者(前掲) 43ページ

(4) 同上 273ページ